

○摂南大学情報システム運用基本規定

2017年4月1日

摂学内032

(目的)

第1条 本規定は、摂南大学（以下「本学」という。）における情報システムの運用および管理について必要な事項を定め、もって本学の保有する情報の保護および適切な情報セキュリティ対策を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規定は、本学情報システムを運用・管理および利用するすべての者に適用する。

(定義)

第3条 本規定における用語の定義を次のとおり定める。

(1) 情報システム

本学の情報処理および情報ネットワークに係るシステムで、本学のネットワークに接続する機器を含め次のものをいう。

- (a) 本学により所有または管理されているもの
- (b) 本学との契約あるいは他の協定に従って提供されるもの（VPNなどで学外に拡張されたネットワークを含む）
- (c) 上記の二つの項目に該当しない本学の情報ネットワークに接続する機器（持ち込みパソコンや情報端末等）

(2) 情報資産

情報システム内部に記録された情報、情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報および情報システムに関係がある書面に記載された情報をいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性および可用性を維持することをいう。

(4) インシデント

情報セキュリティに関し、意図的または偶発的に生じる事故や事件、本学規定または法律に反する事故あるいは事件をいう。

(情報セキュリティ責任者)

第4条 本学情報システムの運用および情報セキュリティに関する責任者として情報セキュリティ責任者を置き、副学長をもって充てる。

2 情報セキュリティ責任者は、本学の情報セキュリティに関する総括的な権限および責任を有する。

3 情報セキュリティ責任者を補佐するため、情報セキュリティ副責任者を置き、情報メ

ディアセンター長をもって充てる。

(情報セキュリティ委員会)

第5条 情報セキュリティに関する基本方針および各種ガイドラインの策定、ならびに情報セキュリティに関する重要事項を審議することを目的として情報セキュリティ委員会を設置する。情報セキュリティ委員会については、摂南大学情報セキュリティ委員会規定に定める。

(アカウント管理)

第6条 利用者は、情報システムのアクセスに必要なアカウント（ユーザーIDとパスワード）の使用に際して、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) アカウントを第三者が容易に目に付く場所に表示しないこと。
- (2) 自分のアカウントを第三者に使用させ、または第三者に開示しないこと。
- (3) 第三者のアカウントを使って情報システムにアクセスしないこと。
- (4) パスワードは、容易に推測されないように設定し、定期的に変更することが望まれる。
- (5) アカウントを第三者に使用され、またその危険が発生した際には、直ちに情報メディアセンターに届け出ること。

(情報管理)

第7条 利用者は、作成または入手した情報を管理する際は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 重要な情報は、第三者が当該情報を参照、変更、削除等できないようにパスワード制限、暗号化、アクセス制限等の対策を講じること。
- (2) 重要な情報を記録した電磁的記録媒体等は、紛失および盗難から保護するために安全な場所に保管すること。
- (3) 重要な情報を記録した電磁的記録媒体等を廃棄する場合は、情報が漏えいしない方法で行うこと。

(情報機器の利用)

第8条 利用者は、様々な情報の作成、利用、保存等のための情報機器の利用にあたっては、次の各号に従わなければならない。

- (1) 情報機器およびソフトウェアの導入、更新、撤去等を行う場合は、当該システムの管理者の指示に従うこと。
- (2) 情報機器を管理するために与えられた最上位の管理者権限による情報機器の利用は必要最小限にし、利用場所、期間等を限定すること。

- (3) 情報機器において、認証システムおよびログ機能を備えている場合には、それらの機能を設定し、動作させること。不正ソフトウェア対策機能が導入されている機器にあつては、その機能が最新の状態でシステムを保護するように努めること。
- (4) 情報機器は既知の脆弱性の影響を被ることのないよう可能な限り最新の状態に保つこと。
- (5) 情報漏えいを発生させないように対策し、情報漏えいの防止に努めること。
- (6) 情報機器の紛失および盗難を発生させないように注意すること。
- (7) 情報機器が第三者に無断で使用された形跡がないか、利用履歴等を随時確認すること。
- (8) 情報機器の異常を発見した場合は、速やかに当該システムの管理者に連絡し、指示に従うこと。

(利用者による情報セキュリティ対策教育の受講)

第9条 利用者は、本学で実施される情報セキュリティ教育を受講することが望ましい。

(個人情報の取扱い)

第10条 利用者は、個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する規定および学校法人常翔学園個人情報の保護に関するガイドラインに従って取り扱わなければならない。

(禁止事項)

第11条 利用者は、本学情報システムについて、次の各号に定める行為を行ってはならない。

- (1) 当該情報システムおよび情報について定められた目的以外の利用
- (2) 指定以外の方法での学外からの本学情報システムへのアクセス
- (3) あらかじめ指定されたシステム以外の本学情報システムを本学外の者に利用させる行為
- (4) 守秘義務に違反する行為
- (5) 差別、名誉棄損、侮辱、ハラスメントにあたる行為
- (6) 個人情報やプライバシーを侵害する行為
- (7) 不正ソフトウェアの作成、所持および配布行為
- (8) 著作権等の財産権を侵害する行為
- (9) 通信の秘密を侵害する行為
- (10) 営業ないし商業を目的とした本学情報システムの利用
- (11) 過度な負荷等により本学の円滑な情報システムの運用を妨げる行為
- (12) 不正アクセス禁止法に反する行為、またはこれに類する行為
- (13) その他法令に基づく処罰の対象となる行為

(14) 前各号の行為を助長する行為

(違反行為への対処)

第12条 利用者の行為が前条に掲げる事項に違反すると被疑される行為と認められた場合、責任者（上長）は、情報メディアセンターと協力して、速やかに調査を行い、事実を確認するものとする。事実の確認にあたっては、可能な限り当該行為を行った者の意見を聴取しなければならない。

2 責任者は、上記の措置を講じたときは、遅滞無く、情報メディアセンターを通じて情報セキュリティ責任者にその旨を報告しなければならない。

3 調査によって違反行為が判明したときは、責任者は情報セキュリティ責任者を通じて次の各号に掲げる措置を講ずることを依頼することができる。

- (1) 当該行為者に対する当該行為の中止命令
- (2) 当該行為に係る情報発信の遮断命令
- (3) 当該行為者のアカウント停止、または削除命令

(電子メールの利用)

第13条 利用者は、電子メールの利用にあたっては、次の各号に従わなければならない。

- (1) 重要な情報を電子メールで送信する場合は、パスワード制限、暗号化等の対策を講じ、相手先を限定し、宛先を十分に確認すること。
- (2) 情報メディアセンターが別途定める摂南大学情報システム利用ガイドライン（以下「ガイドライン」という）に従い、規則の遵守のみならずマナーにも配慮すること。

(ウェブの利用および公開)

第14条 利用者は、ウェブブラウザを利用したウェブサイトの閲覧、情報の送受信、ファイルのダウンロード等を行う際には、情報の漏えいおよび盗聴、なりすましによる誤った相手への情報送信、不正プログラムの感染等に注意するだけでなく、情報メディアセンターが別途定めるガイドラインに従い、規則の遵守のみならずマナーにも配慮しなければならない。

2 利用者は、ウェブページの公開にあたっては、各種法令および関連の学内諸規定を遵守し、情報メディアセンターが別途定めるガイドラインに従い、本学の社会的信用を失わせることのないようにしなければならない。

3 ウェブページやウェブサーバ運用に関して、規定やガイドラインに違反する行為が認められた場合、情報セキュリティ責任者は公開の許可の取り消しやウェブコンテンツの削除を行うことができる。

(安全管理義務)

第15条 利用者は、自己の管理する情報機器について、本学情報ネットワークとの接続状況に関わらず、安全性を維持する一次的な担当者となることに留意し、次の各号に従って利用しなければならない。

- (1) ソフトウェアの状態および不正ソフトウェア対策機能を最新に保つこと。
- (2) 不正ソフトウェア対策機能により不正プログラムとして検知されるファイル等を開かないこと。
- (3) 不正ソフトウェア対策機能の自動検査機能を有効にしなければならない。
- (4) 不正ソフトウェア対策機能により定期的なすべての電子ファイルに対して、不正プログラムが存在しないことを確認すること。
- (5) 外部からデータやソフトウェアを情報機器に取り組む場合または外部にデータやソフトウェアを提供する場合には、不正ソフトウェアが存在しないことを確認すること。
- (6) 常に最新のセキュリティ情報を注意し、不正ソフトウェア感染の予防に努めること。

(インシデント対応)

第16条 利用者は、本学情報システムの利用に際して、インシデントを発見したときは、情報メディアセンターが別途定める「情報セキュリティ事故対応手順」に従って行動しなければならない。

(規定の改廃)

第17条 この規定の改廃は、情報セキュリティ委員会および部長会議の意見を聴き、学長が行う。

付 則

この規定は、2017年4月1日から施行する。